

第12章 債務不履行・契約解除

1節 履行遅滞

問1. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 契約解除をした場合、損害賠償請求ができなくなる。
- (2) 売買契約において、物の引き渡し義務と、代金の支払い義務は同時履行の関係に立つ。
- (3) 同時履行の抗弁権を有している間は、履行遅滞にならない。

問2. 以下の空欄を埋めよ。

- 確定期限のある債務が履行遅滞になるのは、期限が到来した時である。
- 不確定期限付きの債務が履行遅滞になるのは、債務者が期限の到来後に履行の請求を受けた時、または、期限の到来を知った時のいずれか早い方である。
- 期限の定めのない債務が履行遅滞となるのは、債権者からの履行の請求を受けた時である。

2節 履行不能

問1. 以下の記述の正誤判断をせよ。

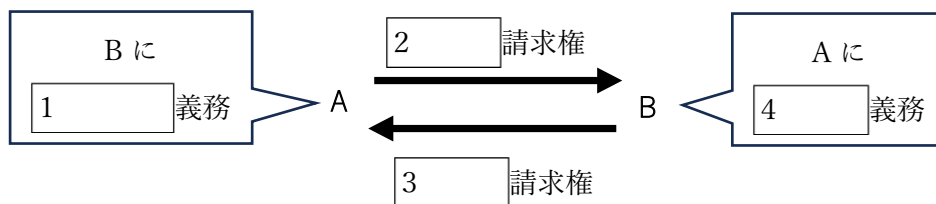
- (1) 債務の履行が不能かどうかは、債務の発生原因や取引の社会通念に照らして判断される。
- (2) 履行不能かどうかの判断は、契約をした後のみで決める

3節 損害賠償請求

問1. 以下の事例について、空欄を埋めよ。

AはBに自己所有の建物を売却したが、Aの事務手続き上のミスで建物の引渡し期限より1か月遅れてしまった。Bは建物の引渡しが遅れたことで、それまで住んでいたマンションの引渡しも1か月伸びてしまった。

AとBが売買契約を締結することで、以下のような債権債務の関係が発生する。



事例では、「Aの事務手続き上のミスにより建物の引渡しが遅れてしまった」とあるので、

Aの債務である「Bに建物を引渡す義務」が、Aの[5]により[6]に陥ったことになる。よって、履行遅滞に陥った債務の債権者であるBは、[5]のあるAに対して[7]をすることが可能になる。

問2. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 債権者が損害賠償請求をする場合、債務者側で損害の額を立証しなければならない。
- (2) 損害賠償の額が予定されると、実際の損害額に関係なく、予定した額が損害賠償額となる
- (3) 違約金は損害賠償額の予定と推定される。
- (4) 損害賠償額の予定をした場合、履行の請求や契約解除はできなくなる。

【答え】1節 履行遅滞

1.

- (1) 誤 契約解除をした場合でも、債務不履行で発生した損害があれば賠償請求できる。
- (2) 正 その通り。
- (3) 正 「あなたが義務を履行しないのだから、私も義務を履行しません」という正当な権利を主張しているということなので、同時履行の抗弁権がある間は履行遅滞にならない。

2.

- 確定期限のある債務が履行遅滞になるのは、期限が到来した時である。
- 不確定期限付きの債務が履行遅滞になるのは、債務者が期限の到来後に履行の請求を受けた時、または、期限の到来を知った時のいずれか早い方である。
- 期限の定めのない債務が履行遅滞となるのは、債権者からの履行の請求を受けた時である。

【答え】2節 履行不能

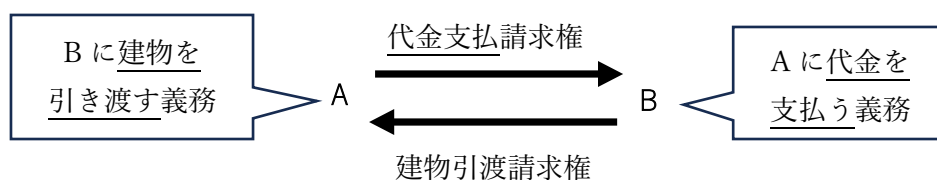
6. 正 その通り

7. 誤 契約後だけでなく、契約の成立時点でも履行不能かどうか判断される。

【答え】3節 損害賠償請求

1.

AとBが売買契約を締結することで、以下のような債権債務の関係が発生する。



事例では、「Aの事務手続き上のミス」により、建物の引渡しが遅れてしまったとあるので、Aの債務である「Bに建物を引渡す義務」が、Aの帰責事由により履行遅滞に陥ったことになる。よって、履行遅滞に陥った債務の債権者であるBは、帰責事由のあるAに対して損害賠償請求をすることが可能になる。

2.

- (1) 誤 債権者が損害額の立証をする。
- (2) 正 その通り。
- (3) 正 その通り。
- (4) 誤 損害賠償は損失の補填が目的なので、履行の請求や契約解除は別途可能である。

4節 金銭債務の特則

問 1. 以下の記述の正誤判断をせよ。

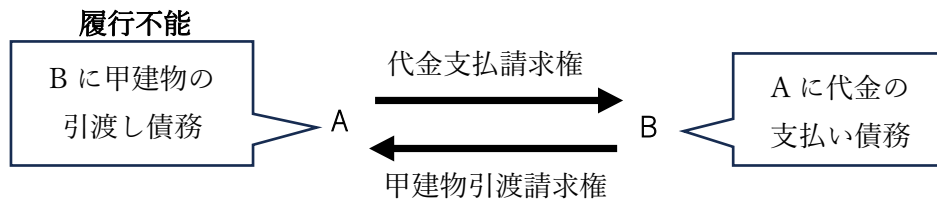
- (1) 金銭債務に履行不能は起こりえない。
- (2) 不可抗力によって金銭債務が履行されなかった場合は債務不履行とはならない。
- (3) 金銭債務の損害賠償額は年利 3% の法定利率とする。
- (4) 金銭債務の債権者は、損害賠償請求をする場合、損害の立証をする必要がある。

5節 危険負担（難）

問 1. 以下の事例において、各問いの正誤判断をせよ。

A は自己所有の甲建物を B に売却した。A が甲不動産を引き渡す前に次のようなことが起きた。

- ア. A の帰責事由により、甲建物が滅失した。
- イ. 不可抗力により、甲建物が滅失した。
- ウ. B の帰責事由により、甲建物が滅失した。



- (1) アの時、B は A に対して損害賠償請求できる。
- (2) アの時、B に帰責事由があっても契約の解除ができる。
- (3) イの時、B は A に対して損害賠償請求できる。
- (4) イの時、B は A からの代金請求を拒絶することができる。
- (5) ウの時、B は契約解除ができる。

【答え】4節 金銭債務の特則

1.

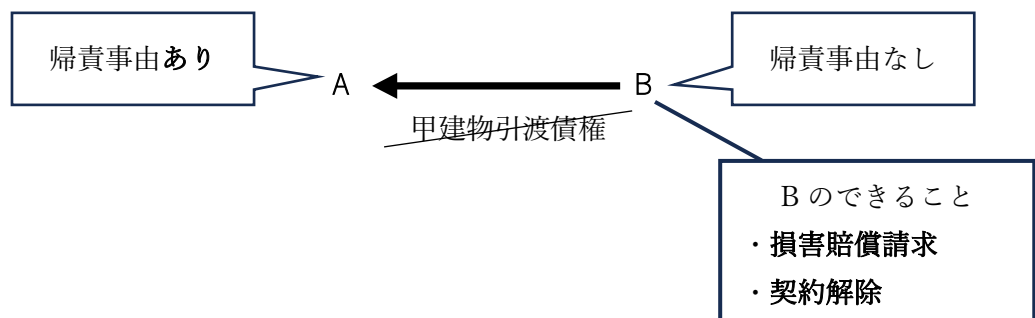
- (1) 正 その通り。金銭債務の債務不履行＝履行遅滞のみ
 (2) 誤 金銭債務は不可抗力があったとしても、履行遅滞で債務不履行に陥る。
 (3) 正 その通り。
 (4) 誤 債権者の損害の立証は不要。法定利率で損害賠償額の予定をしているからである。

【答え】5節 危険負担（難）

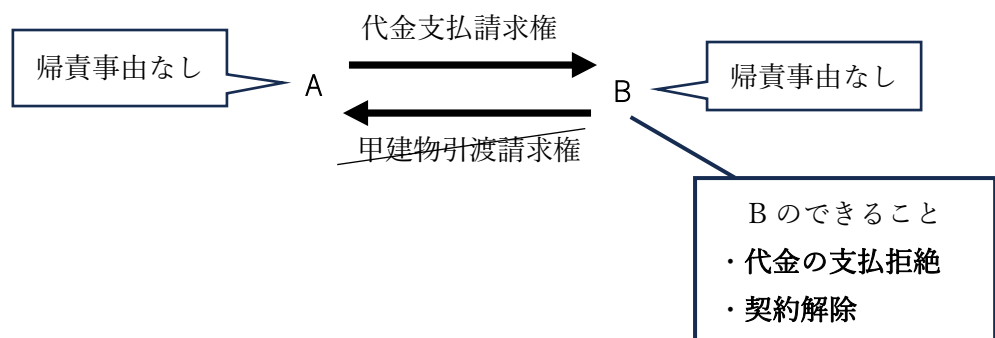
1.

- (1) 正 「甲建物の引渡債務」がAのせいで債務不履行(履行不能)になったので、債権者Bは損害賠償請求できる。
 (2) 誤 帰責事由がある者から契約解除をすることはできない。
 (3) 誤 不可抗力＝Aに帰責事由はない。よって、Bは損害賠償請求できない。
 (4) 正 不可抗力＝Bにも帰責事由がない。よって、Bは代金を払わなくてよい。
 (5) 誤 帰責事由がある者から契約解除をすることはできない。

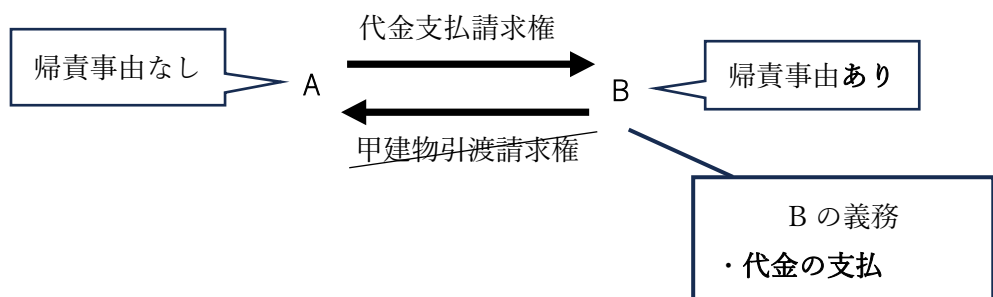
○A(債務者)に帰責事由



○不可抗力 (AにもBにも帰責事由なし)



○B(債権者)に帰責事由



6節 契約の解除

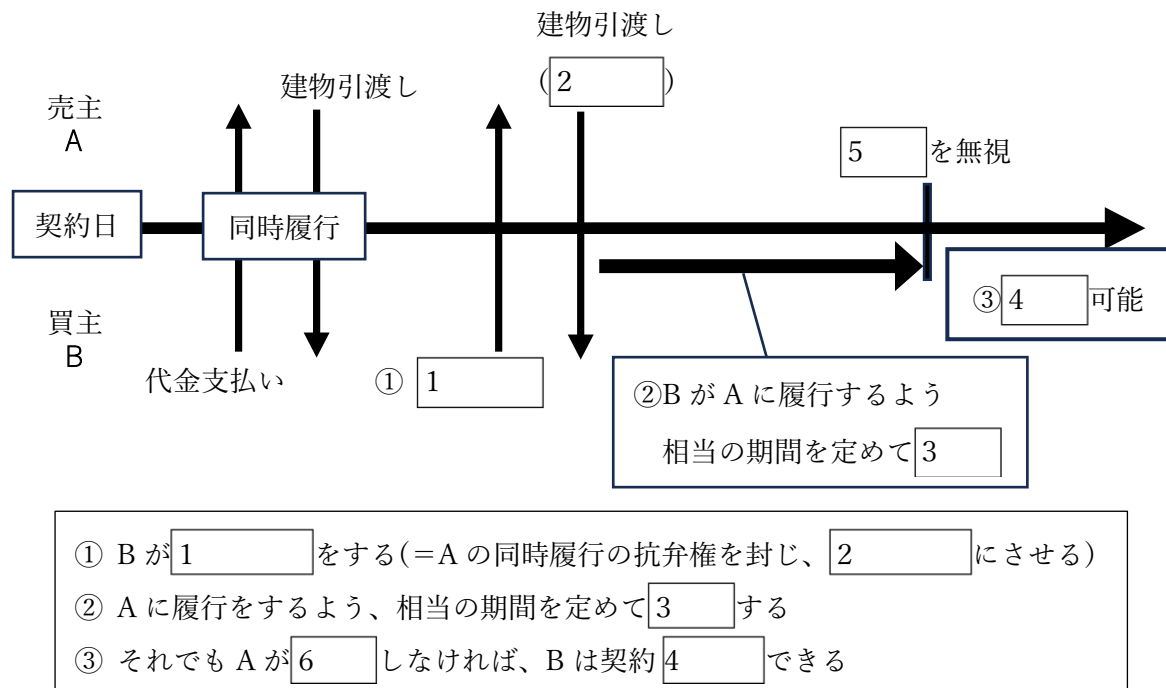
問 1. 次の事例において、下図は B が契約解除をするための手順をまとめたものである。

図の空欄を埋めよ。

A が自己所有の甲建物を B に売却し、甲建物の引渡しの日を 10 月 1 日と定めた。

しかし、A は期日になっても甲不動産を A に引き渡さなかった。

このとき、B はどのような手順を踏めば、AB 契約を解除できるか。



問 2. 以下の記述の正誤判断をせよ。

- (1) 契約当事者の一方が債務の履行をしない場合、相手方が相当の期間を定めて履行の催告をし、その期間内に履行がないとき、相手方は契約の解除をすることができる。
- (2) 契約解除は、債務者の帰責事由は不要であるが、債権者に帰責事由があるときはできない。
- (3) 債務者の債務不履行が、契約及び取引上の社会通念に照らして軽微な時、債権者は契約解除ができない。
- (4) 債務者の債務不履行が履行不能によるものでも、債権者は催告をしてからでないと、契約解除できない。
- (5) 債務者が債務の全部の履行を拒絶する意思を明確に示した場合、債権者は直ちに契約解除できる。
- (6) 売買契約を解除すると、解除した時点から将来に向かってその効力を生ずる。
- (7) 契約解除の意思表示は撤回できない。
- (8) 当事者の一方が数人いる場合、解除の意思表示は全員に対してしなければ無効である。

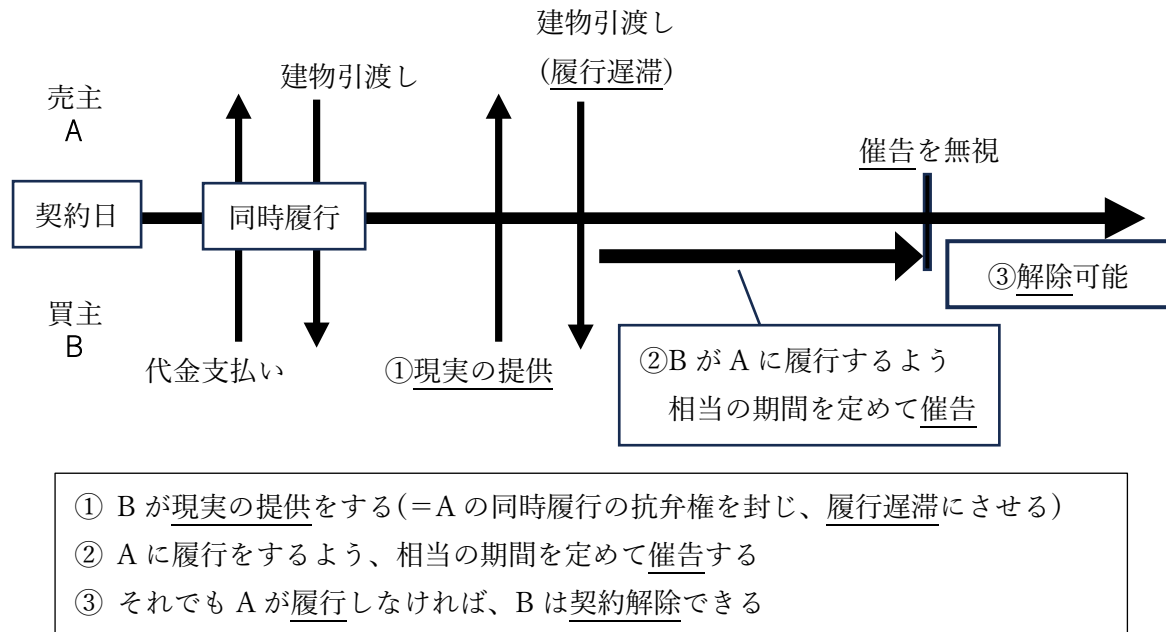
【答え】6節 契約の解除

1.

A が自己所有の甲建物を B に売却し、甲建物の引渡しの日を 10 月 1 日と定めた。

しかし、A は期日になっても甲不動産を A に引き渡さなかった。

このとき、B はどのような手順を踏めば、AB 契約を解除できるか。



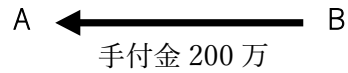
2.

- (1) 正 その通り。問1の流れである。
- (2) 正 その通り。帰責事由があるような債権者に契約解除を認めるのはダメ。
- (3) 正 債務不履行の内容が軽微な時は解除できない。
- (4) 誤 履行不能の場合は、催告をしても無駄なので、直ちに契約解除できる。
- (5) 正 この場合も、催告しても無駄なので、直ちに契約解除できる。
- (6) 誤 解除すると、契約締結時にさかのぼって契約は無効になる。
※賃貸借契約の解除は例外的に、将来に向かってその効力を生ずる。
- (7) 正 その通り。
- (8) 正 その通り。解除の不可分性。

7 節 手付解除

問 1. 以下の事例において、各問いに答えよ。

A は自己所有の土地を 2000 万円で B に売却する際、B は A に対して手付として 200 万円支払った。



- (1) B が履行に着手していたとしても、A が履行に着手していなければ、B は手付 200 万を放棄して契約解除できる。
- (2) B は、手付解除したとしても、A に対して損害賠償請求ができる。
- (3) A は、B が履行に着手していないうちに、手付の倍額 400 万円を B に現実に提供することで、手付解除ができる。

【答え】 7節 手付解除

1.

- (1) 正 相手方が履行に着手していなければ、自身が着手していても手付解除できる。
- (2) 誤 手付解除をした場合は、損害賠償請求ができない。
- (3) 正 売主が手付解除をする場合は、倍額を現実に提供しなければならない。